

京都市告示第 87 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年8月16日付けで認可した下熊田会の代表者、主たる事務所及び区域の変更の届出、平成18年4月24日付けで認可した東一川町自治会の代表者及び主たる事務所の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月26日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
下熊田会	牧野 憲世	渡邊 弘
東一川町自治会	酒井 隆	梅田 昌勝

2 代表者の住所

	変更前	変更後
下熊田会	京都府北桑田郡京北町 大字下熊田小字前田谷 27番地	京都市右京区京北下熊 田町藪ノ下3番地
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一 川町3番地10	京都市西京区嵐山東一 川町17番地の6

3 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
下熊田会	京都府北桑田郡京北町 大字下熊田小字東旦 29番地	京都市右京区京北下熊 田町東旦29番地

	変更前	変更後
東一川町自治会	京都市西京区嵐山東一川町3番地10	京都市西京区嵐山東一川町17番地の6

4 区域

	変更前	変更後
下熊田会	京都府北桑田郡京北町大字下熊田の区域	京都市右京区京北下熊田町の区域

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)